

令和4年度第1回木更津市情報公開総合推進審議会 会議録

○開催日時：令和4年4月26日（火） 午後2時30分から午後5時00分まで

○開催場所：木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室

○出席者氏名

審議会委員：伊東晶一、小野上真也、小林伸一、清水幸雄、滝口君江、武田正次、
永野昭、松坂莉乃、三浦梨音、山田次郎、渡邊秀孝

木更津市：総務部 伊藤部長、
（事務局） 総務部総務課 曾田次長、河上係長、石井主任主事、梅田主任
主事、岡野主任主事

消防署 藤原副署長

消防本部消防総務課 加藤係長

○議題等及び公開非公開の別：

- (1) 個人情報保護法移行に伴う木更津市個人情報保護条例の改正について 公開
- (2) 消防職員の職務上知る事のできた情報の漏洩について（報告） 公開
- (3) その他 令和3年度情報公開制度、個人情報保護制度及び会議公開制度の実施状況について 公開

○傍聴人の数：0人

○会議の内容

（河上係長）

ただいまより令和4年度第1回木更津市情報公開総合推進審議会を開催いたします。

総務課法規担当係長の河上と申します。よろしくお願ひいたします。

それではまず初めに、総務部伊藤総務部長よりご挨拶申し上げます。

（伊藤部長）

皆様こんにちは。総務部長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本来であれば、渡辺市長からご挨拶を申し上げるべきところでございますが、本日は出席することができませんので、替わりまして、私からご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様には大変お忙しい中、情報公開総合推進審議会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には日頃から市政各般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の審議会では、個人情報保護法施行に伴う木更津市個人情報保護条例の改正について、及び消防職員の個人情報の漏えいについて、ご報告をさせていただきます。皆様には、適切な個人情報の取扱いなどの個人情報保護制度のほか、情報公開の総合的な推進のため、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(河上係長)

それでは、木更津市情報公開総合推進審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長となると定められておりますので、議事進行につきましては、小林会長にお願いしたいと存じます。小林会長、よろしくお願いいたします。

(小林会長)

皆様の互選により、またこの度も会長に選任されました小林でございます。清和大学にて憲法学を専攻しています。

審議会規則の2条によりますと、会長は会議を総理すると規定がございます。この審議会全体を指揮監督するということで、大変な重責でございます。皆様方のご協力があって重責を果たせると思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(河上係長)

ありがとうございました。武田副会長からもご挨拶をよろしくお願いいたします。

(武田副会長)

人権擁護委員の武田と申します。人権擁護委員の会長として2期目になります。よろしくお願いいたします。

(河上係長)

せっかく一堂に会しましたので、もしよろしければ各委員の方々から、簡単にご挨拶いただければと思います。

(伊東委員)

木更津市退職校長会の代表として参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

(小野上委員)

清和大学の准教授をしております小野上と申します。専攻は刑法学です。今後ともよろしくお願いいたします。

(清水委員)

同じく清和大学で教鞭を取っておりました清水です。よろしくお願いいたします。

(滝口委員)

木更津市社会福祉協議会会長を仰せつかっております滝口でございます。よろしくお願いいたします。

(渡邊委員)

かずさ総合法律事務所で弁護士をしております渡邊です。よろしくお願いいたします。

(山田委員)

弁護士の山田です。よろしくお願いいたします。

(三浦委員)

清和大学の三浦です。よろしくお願いいたします。

(松坂委員)

同じく清和大学の松坂です。よろしくお願いいたします。

(永野委員)

木更津商工会議所の永野でございます。よろしくお願いいたします。

(小林会長)

それでは改めて、令和4年度第1回木更津市情報公開総合推進審議会を始めさせていただきます。本日の出席者は何名でしょうか。

(河上係長)

本審議会の会議は、木更津市情報公開総合推進審議会規則第3条第2項により、委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされております。審議会の委員の定数は15名、本日の出席は11名となっております。

(小林会長)

分かりました。本日の会議は成立することとなります。

次に、この会議の公開に関して、皆さんにお諮りしたいと思います。本日の会議の議題を踏まえて、公開することについてご異議がある方はいらっしゃいますでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(小林会長)

異議はございませんので、本日は公開にて進めていきたいと思っております。

本日は、1つ目の議題でかなりの時間を費やすことになるかと思っておりますが、2番目の議題も重要なものとなりますので、時間配分を考えながら進めていきたいと思っております。

それでは、事務局より議題1について説明をお願いします。

(河上係長)

それでは、私よりご説明申し上げます。

個人情報保護法移行に伴う木更津市個人情報保護条例の改正について報告をさせていただきます。

先ほどご説明させていただきました、左上に資料1と書かれたものをご用意ください。それでは、資料1の1ページをご覧ください。

今まで木更津市の個人情報保護制度につきましては、平成11年より木更津市個人情報保護条例に基づき行ってきました。一方、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等に関する個人情報の保護制度は、それぞれ別の法律により行われてきました。そして今回、令和3年5月に個人情報保護法の大改正がございました。それまで民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等で別々に定められていた個人情報の保護の法律が一本の個人情報の保護に関する法律に統合され、今回木更津市も含まれます地方公共団体の個人情報保護制度も、この法律に一本化されることになりました。そして、全体の所管も国の個人情報保護委員会に一元化されることとなります。改正後の法律は、木更津市においても、令

和5年4月1日より直接適用されることとなります。なお、市議会については、適用除外となっております。

このため、当市におきましても、木更津市個人情報保護条例を今年度中に廃止し、新たに、仮称ではありますが木更津市個人情報保護法施行条例を制定する必要があるとございます。条例制定にあたりましては、12月の市議会の議案提出を目指しております。

今後のスケジュールとしましては、まず、7月末までには条例案を作成し、9月の市議会の委員会に、意見公募手続き、いわゆるパブリックコメントの実施のための報告をさせていただいて、9月市議会終了後から10月にかけてパブリックコメントを実施させていただき、12月市議会へ議案として条例を提出する予定として、今のところ考えております。

条例の廃止制定にあたりましては、木更津市情報基本条例第15条第2号の個人情報保護制度に関する重要な事項として、本審議会に今後諮問し、審議をしていただき答申をお願いすることになります。現時点で把握している限り、法に移行するにあたって、条例で決めなければならない事項が複数ございます。このため、本審議会で、法改正に伴う条例事項についてまずご報告をさせていただき、次回以降の審議会で、条例事項について諮問をさせていただきたいと思っております。

それでは、個人情報保護法へ移行するための検討事項について、その内容の報告を詳しく説明させていただければと思っております。

(小林会長)

確認ですが、河上さんからの資料1に基づく説明が終わってから、我々が質問や意見を出すのか、それとも項目1つ毎に質問等をするのか、どちらでしょうか。

(河上係長)

可能であれば、お時間の都合もありますので、一度通しで全て説明させていただければと思っております。

(小林会長)

それではそのようにしましょう。最後に質問や意見を出していただくことにします。

(河上係長)

ありがとうございます。

それでは資料1の2ページ、1枚めくっていただき2ページをご覧ください。

条例制定にあたり、法から委任され、条例で定めることが法律上必要な事項を除いては、今回の法の目的である個人情報保護とデータ流通に直接影響を与えない事項について、法から許容されている事項や、内部手続きにかかる事項が条例で定めることができるとされています。

続きまして、3ページをご覧ください。条例制定にあたり具体的な検討事項についてこれからご説明いたします。条例で定めることが法律上必要な事項として、まず1つ目に手数料に関する規定がございます。個人情報保護法に移行するにあたり、条例に実費の範囲

内において、個人情報の開示請求に係る手数料を定める必要がございます。手数料の額を無料とすることも許容されています。実費の内容としては、通知書の発出、開示請求の処理、開示の実施のための事務の件費などが含まれます。現在の木更津市の個人情報保護条例では、個人情報の閲覧による開示請求等に係る手数料については、個人情報の取扱いの適正化の確保、個人情報を最大限に保護するという制度の趣旨目的から、無料としております。自分の情報を確認すること、そして開示、そのあと、間違っていれば訂正という流れの中で、政策的に無料としております。ただ、個人情報の写しの交付につき1枚10円の手数を徴収させていただいております。

一方、国の行政機関は、1件300円という手数料となっております。国も開示請求制度を利用しやすい金額にするため、政策的配慮として、この金額となっております。

検討事項としましては、今回法に移行するにあたり、条例において手数料を定めることが必要となりますが、この機会に手数料を見直すのかどうか、というところが検討事項となります。まず1つ目の検討事項としては、手数料に関する規定となります。

続きまして、4ページをお開きください。

次に、条例で定めることが法律上許容されている事項がございます。

(小林会長)

ここからの説明は、こういった点について改正できますよ、という内容になりますので、その点を考慮しながらお聞きいただければと思います。

(河上係長)

2つ目として、4ページ目、条例要配慮個人情報に関する規定があります。

まず、要配慮個人情報の説明をさせていただきます。法において要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別偏見、不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する個人情報をいいます。そして、法で規定されているものに加えて、地域の特性に応じて、地方公共団体の条例により条例要配慮個人情報を定めることができます。条例要配慮個人情報の例としましては、本人の一定の地域出身である事実などが、国の委員会等では想定され、例として示されております。要配慮個人情報については、その情報の漏えいが発生した場合については、国の個人情報保護委員会に報告しなければならないとされております。なお、現在の個人情報保護条例では、要配慮個人情報として規定はしていませんが、思想、信条及び宗教に関する事項、社会的差別の原因となる事実に関する事項については、現行の条例の第6条においてその取扱いについて制限してきました。

検討事項としましては、法に列挙されている要配慮個人情報の内容と重複しない部分で、地域の特性や自治体の実情を踏まえ、条例要配慮個人情報として定めるべき情報があるかという点が検討事項になります。

続きまして、5ページ目をお開きください。

こちらも同じく条例で定めることが法律上許容されているという事項になります。個

個人情報取扱事務の届出に関する規定でございます。これまで木更津市では、先月にちょうど書面でもお送りしチェックしていただきましたが、個人情報保護条例により、個人情報を取り扱う事務について、取り扱う事務の名称、目的、記録項目、収集先を記載しました個人情報取扱事務届出を作成し、公表することを行ってきました。

一方、国の行政機関については、個人情報ファイル簿を整備しておりました。個人情報ファイル簿とは、保有している個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目など、個人情報ファイルに関する概略を記載した帳簿になります。両者とも、保有個人情報の適正な管理と、本人が自己に関する個人情報の利用実態を確認することを目的としています。今回、法改正により、木更津市でも個人情報ファイル簿を作成しなければならないため、個人情報ファイル簿の整備に移行します。そして、作成したものを公表することになります。

一方で改正法は、条例で定めることにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することができるとしております。つまり、現行の個人情報取扱届出を継続が可能というところがございます。なお、現行の個人情報取扱事務届出にある項目で、法の個人情報ファイル簿にない項目としては、個人番号の利用の有無、電子計算機の使用の状況、個人情報を取り扱う事務の委託の有無、電子計算機のオンライン結合の有無、個人情報を取り扱う根拠法令などがございます。

検討事項としましては、個人情報ファイル簿と個人情報取扱届出の両方を作成公表すること、または個人情報取扱届出の作成は行わず、今後国が定める個人情報ファイル簿のみの作成公表するかどうか、という点になります。

続きまして、6 ページ目をお開けください。こちらは内部手続きに関する記述としまして、個人情報ファイル簿の作成にあたり地方公共団体内部において、事前通知を求める制度というものがございます。資料 2 でいきますと、14 ページになります。

資料 1 の 6 ページ目に戻ります。個人情報ファイル簿の作成にあたり地方公共団体内部において事前通知を求める制度について、説明させていただきます。

現行の条例では、先ほど説明の通り、個人情報取扱事務届出の制度がありまして、実施機関が個人情報を取り扱う事務を行う際は、市長に対して届出をすることを義務づけていました。市長に対して届出を行うことによって、内部チェックが行われ、個人情報の取扱いの状況を明確にし、規定に違反する個人情報の取扱いを防止する役割がございました。法では、個人情報ファイルについて、実施機関から市長に届出ることを義務づける規定がありません。ただ、個人情報ファイル簿の作成にあたり、市の内部管理として、市内部の事前通知制度を要する手続きを条例で定めることは妨げられないと、国の見解が示されております。

検討事項としましては、法で規定されております個人情報ファイル簿について、市長に対して、実施機関で個人情報ファイルを作成した旨の事前通知制度を求める制度を条例で定めることができるという点にあります。資料 2 の 14 ページにも記載しておりますが、同様の事項としまして、人数が 1,000 人未満の個人情報ファイル簿については、個人情報

ファイル簿の作成公表は、実は対象外となっております。ここにつきましても、国の見解としては、特定の個人が識別されるような場合でなければ、法の趣旨に反しない限り、人数が 1,000 人未満の個人情報ファイル簿についても、作成公表することを妨げられないという見解が示されています。同じように、内部手続きと 1,000 人未満の個人情報ファイル簿の公表についても、条例で定めるかどうかという点を、資料 2 の方に書かせていただいております。

続きまして、7 ページ目をお開きください。こちらは、条例で定めることが法律で許容されている事項として、木更津市情報公開条例の開示情報との整合を図るための規定がございます。木更津市の情報公開は、木更津市情報公開条例に基づき行われております。木更津市情報公開条例は、地方自治の本旨に即し、情報の公開を請求する市民の権利を明らかにするとともに、市政に対する理解を深め、市民参画の市政を推進し、もって市民生活の向上に資することを目的としたものになります。

情報公開制度は、個人の権利利益両方を保護するという個人情報保護制度とは、制度が異なります。当市の個人情報保護条例と情報公開条例とでは、開示の請求があった場合における不開示情報について、例えば、不開示情報では、情報公開請求や個人情報の開示請求において、見せない箇所、これの整合性が図られるような規定となっております。

今後、法へ移行することに伴い、法の定める不開示情報と、当市の情報公開条例で定める開示情報とが異なる場合がございます。新法は、法が定める不開示情報に該当する場合であっても、情報公開条例の規定によって、開示することとされている情報として条例で定めるものについては、法の不開示情報から除外することができるとされています。つまり、法で定める不開示情報について、木更津市の情報公開条例により開示することとしている情報については、条例で定めることにより、開示情報に変更ができます。

法で不開示としておりますが、情報公開条例で開示している部分としましては、資料 2 の方で詳しく比べてはいるのですが、例えば、公務員の氏名などが該当します。現在の情報公開条例では、公務員の氏名は、私生活における個人を識別するための情報でもありますが、行政事務を遂行した公務員を特定するために、公文書に記録することが一般的であり、公務に関する情報として開示しております。少し難しい部分になりますが、検討事項としましては、情報公開条例で定める開示情報、不開示情報が異なる部分について、整合性を図るための規定を、条例に入れるという点が検討事項になります。

続きまして、8 ページ目をお開きください。こちらでも法律で、条例に定めることが許容される事項としまして、開示請求手続き及び審査請求手続きの条例による規定の追加がございます。個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求の手続き及び審査請求の手続きに関する事項については、法に反しない限り、条例で必要な規定を設けることができます。いわゆる法施行条例という形で、手続きの部分について処理を迅速に、また適切に行うため、請求書の記載項目を追加することなどが 1 つあります。

②が検討事項となります。開示請求の処理期間を法より短い期間とするかどうかとい

う点がございます。自分に関わる個人情報の開示請求が来た際、開示請求に対する期間につきましては、法は、開示請求があった日から30日以内に開示を決定することとしております。現行の条例では、14日以内としております。ここは、法と現行の条例で差異がある部分になります。

条例において、開示請求に対する処理期限を、法に規定する30日より短い期間とすることもできます。逆に、法に定める30日より長くすることは許容されませんが、短くすることについては、検討事項としまして、開示請求の期間を短縮する規定を条例で定めるかどうかを検討事項となります。

続きまして、9ページをお開きください。個人情報の保護やデータ流通に直接影響を与えない内部手続きに関する規律としまして、代理人による請求に際し、必要に応じて申請者本人に対し確認書を送付し、その返信をもって本人の意思を確認する手続きを定める規定がございます。現行の個人情報保護条例では、個人情報の開示の請求につきましては、本人または代理人が請求することはできますが、個人情報の開示の実施、つまり、実際の情報を見せるという行為につきましては、本人または法定代理人のみ行ってきました。任意代理人については、実際情報を見せるという開示の実施については、認めてはおりませんでした。法は、開示の請求については条例と同じなのですが、個人情報の開示の実施についても、任意代理人に対しできることとしております。

法の考えでは、個人の権利利益を保護するために、本人が任意代理人によっても開示、訂正等の手続きが行えることが、個人情報の権利利益を保護するものとして考えておまして、法で規定されている開示請求の方法を制限することは、法の範囲を狭めるという解釈を示しております。

ただ、一方で、任意代理人が開示の実施の対象になることにより、本人以外に個人情報を開示してしまうという点は、いわゆる成り済まし等による制度の悪用も懸念される事項ではあります。この部分につき、国が示した見解としましては、必要に応じて本人に対し確認書を送付し、返信をもって本人の意思確認をすることは、開示手続きに関する事項に含まれるため、そのような法施行条例を規定することは妨げられないという見解を示しております。ただ、このような規定を設けると、先ほど申し上げました、開示決定の期間に影響が出る可能性もあります。

検討事項としまして、成り済まし等の制度の悪用を防止する観点から、任意代理人による請求に際して、必要に応じて申請者本人に対し確認書を送付し、その返信をもって本人の意思を確認するという手続きが有効かどうか、この規定を設けるかどうかというところが検討する部分になります。

最後に、10ページ目をお開きください。最後のページになります。審議会への諮問に関する規定になります。これまで木更津市では、個人情報保護制度に関する重要な事項や、個人情報の取扱い、取得、利用提供の可否などについて、木更津市情報公開総合推進審議会へ諮問し、答申をいただきながら業務を行ってまいりました。法の施行後は、地方公共団体

が施策を講ずる場合、その他の場合において専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他合議制の機関に諮問することができる、とされています。特に必要な場合とは、国の見解では、個人情報保護制度の運用やそのあり方について、専門的な知見を有する者の意見を踏まえた審議が必要である場合や、地方公共団体が法律の範囲内で地域の特性に応じた必要性から、独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合は、諮問ができるとされています。

一方、個人情報の取得、利用提供、オンライン結合等について、個別的、類型的に、審議会へ諮問することを要件とする条例を定めてはならないということが、国の見解で示されています。新法では、ガイドライン等を整備し、これにより適正な運用を図ることになり、個別の事案に関する諮問は限られるということも、国の見解で示しております。

検討事項としましては、特に必要である場合には、法の範囲内において条例で定めるところにより、審議会に諮問ができることとされているため、この審議会への諮問に関する規定をどうするかが検討する部分になります。

今まで木更津市の個人情報保護条例では、情報の取得の制限に関する部分などは、諮問答申を経て、例えば先ほど言いました社会的差別の事実に関する情報などと、審議会での諮問を経た上で、取得することを定めておりましたが、そういったことについては、今後、国の見解では、個別に条例で定めて諮問を要しなければならない、という形で定めることはできないこととなっております。

以上が、私からの報告になります。

(小林会長)

本日は、今河上さんが説明されたように、法改正に関する説明と、木更津市個人情報保護条例を改正しなければならない部分とすることができる部分に関する説明とに分けることができます。我々は、今日聞いた点に関し、疑問点や不明点について質問をすることとし、意見については次回以降とします。

それではまず法の改正に関する部分について、何かありますでしょうか。

(委員一同)

質問等なし。

(小林会長)

特にないようですので、それでは条例改正に関する部分についてお伺いします。

まず手数料に関する規定についてですが、条例の中には、手数料に関する規定を設けていないところもあることを前提にしているということでしょうか。

(河上係長)

おっしゃる通りです。自治体によっては、手数料としてではなく実費として、手数料として定めなくてコピー代だけもらっているところもございます。

(小林会長)

その場合でも、無料とする旨を条例に書かなければならないということですね。

(河上係長)

おっしゃる通りです。

(小林会長)

その点本市は既に条例に盛り込まれているので、検討するとすれば金額の幅についてと思われませんが、何かあればお願いします。

(渡邊委員)

写しの交付1枚10円についても、条例に定めたいということによろしいでしょうか。

(河上係長)

はい。手数料については、地方自治法により条例で定める事項にもなっております、なおかつ今回法でも条例で定める事項としております。あともう1点、この手数料をいつ徴収するか、例えば現行ですと、開示請求の際に徴収するとしていますが、その点も条例で定める部分になっております。

おっしゃる通り無料とすることを定めて、10円のコピー代だけ実費として取り扱うこともできるかと思いますが、ただ、徴収の時期を定めていくとなると、やはり条例で定めた方がよろしいのではと考えております。

(清水委員)

例えば、300円なら300円と手数料を定めておいて、開示請求があったときに30枚まではコピー代は取らないと、国の制度はそうなっていると思います。

(河上係長)

そうですね。申請手数料という形で、開示の申請の際に先にお金を納めるという方法を国は取っています。

(小林会長)

他にございませんか。

(委員一同)

質問等なし。

(小林会長)

それでは次にいきたいと思えます。

(滝口委員)

よろしいでしょうか。説明が長いからどこで切り替えたらいいか分からなかったのですが、手数料に関する規定を審議するということですね。そうすると、今証明をもらう場合は大体300円と思いますが、それを全部切り替えてやり直すということですか。

(河上係長)

現在は、開示手数料については、見るだけであれば無料、写しを渡すときには10円もらうという形でやっています。法は、国の行政機関は300円という形でやっていますが、今回、法によって条例で定めなければならないとされているので、金額を定める、もしくは無料とすることを定める必要がございます。そこを決めていかなければなりません。手

数料を取るとしたら今までと同じく、個人情報保護のためにこういった制度があるので、そのために政策的な配慮として安くすることが必要になります。本来であれば、開示請求にかかる人件費を試算したところ9,000円ぐらいかかっています。ただ、その額を請求すると開示請求がしづらくなってしまい、個人情報の保護にならなくなってしまいますので、今までも政策的な配慮でかなり安く、見るだけの場合は無料で、写しの交付は1枚10円をコピー代としていただいています。

(小林会長)

よろしいですか。

それでは改めて、条例要配慮個人情報に関する規定について、いかがでしょうか。

河上さんの説明ですと、現行の条例の中にも実質的に国が定めている要配慮個人情報に含まれるものがあるが、さらに何か付け加えるものがあるかどうか、ということかと思えます。国が示したのものには、例えば出生地を理由にした差別につながる情報というものがあるが、本市ではどうかということです。

(武田副会長)

出生地という話がありましたが、以前は戸籍に書かれていたものの、昭和40何年に法務省からの通知により塗りつぶされるようになりました。今は出生地について特に問題にはならないと思います。

(小林会長)

我々が検討すべきことは、木更津市あるいは4市に特有の差別偏見につながるような情報があれば条例に付け加えるということです。そういう情報があれば、委員の方々に調べていただき、次回以降の審議会でお伝えいただければと思います。

他にありませんでしょうか。

(山田委員)

要配慮個人情報に限りませんが、法の規定があつて、それと異なる現行条例がある。その違いをどうするのか、法の内容だけにするのか、今ある条例を生かすのか。極端に考えれば、今の条例をそっくり付け替えることもあり得るわけですね。

今のところ、そういうところが問題になっていますがどうですかという、ぼやっとした質問に感じます。

そこで、市がどのぐらい施行条例案を考えているのかわからないですが、素案があるかどうかというのが一つ、それが無いにしても、いずれ作らなければならないわけだから、何か考えていると思うのですが、その中で、例えば要配慮個人情報のところで、法律に漏れる部分があるなら条例に挙げますというのを例に取ると、今の条例で法から漏れた部分を全部入れた施行条例を作ろうと思っているのか、それとも、法に規定されている部分だけでいいと考えているのか、要はその法で規定されている部分だけに絞って簡潔にしておこうと考えているのか、今の木更津市の条例を生かそうと考えているのか、その辺りのところが、素案があればわかるだろうし、分からないってことであれば、今検討して

いるものとして、どんな方向で考えているのか、というものがあれば教えて欲しい。

(河上係長)

山田委員からお話があった通り、今回、一旦個人情報保護制度は、いわゆるリセットがされてしまうということの中で、今までやってきた条例について、今度法の中で残せる部分というところについては、やはりもう一度検討をして残せれば、というところもありますし、今回一旦見直して、代わりになるようなものがあるのであれば法の方に移行する。例えば、個人情報ファイル簿ですとか、そういったものはそちらに移行する、そういったことをまず大筋の中で、考えているところではあるのですが、具体的などころとなりますと、どうしてもやらなければならない手数料のところ、あと、要配慮個人情報のところにつきましては、これは正直なところ各委員の皆様方にお伺いしながら、歴史的な背景があるようであれば条例に入れていかなければならないと思っています。今までも社会的差別の事実もある事項という形でやってきた部分もございますので、法でカバーできている部分については、それはそのままでもよろしいのかなというところもございます。ただ、大きな点としては、情報公開制度の方で開示している部分、個人情報保護の方で不開示としている部分について、今までは情報公開条例と個人情報保護条例は、不開示事由というのは整合がとれたところがあるのですが、ここが一部ずれる部分があるところについては、やっていかなければならない部分ではないのかなと、今は考えております。

(小林会長)

他に、要配慮個人情報について何かございますか。

(清水委員)

国籍はどうしますか。例えば、ロシアやウクライナなどは不利益を被ることも考えられないことはないと思います。そういう新たな差別が生まれる可能性があることについてはどう考えていますか。

(河上係長)

今まさに起きている問題を条例化していくこと、押さえられる部分であれば、その事柄を要配慮個人情報に規定することもできますが、今後出てくるものについては、改正の際に足していくことはあり得るのかなと思います。

(清水委員)

取りあえず決めておかなければ、要配慮個人情報ではないのでしょうか。そうすると、予測できるものはプラスアルファで足しておいても間違いはないと思いますが、そのあたりが対象になるかもしれないですね。

(山田委員)

要配慮個人情報について、これだけに絞るということであれば、さっき言ったように、法律では漏れる部分があることにはあるということですよ。それについての腹案など、要は、法に規定されているものだけに絞ろうという考えなのか、それとも今条例にあるものを生かそうという方向で施行条例を考えているのか、その部分だけでも答えられるも

のがあれば教えていただきたい。

(河上係長)

やはり条例と比べますと、今までの条例では社会的差別の原因となる人種に関する情報という中では、先ほど申し上げた一定の地域出身であるというところ、あと民族というところも、今までは取得の制限をしてきた部分ではありますので、そういったところが焦点として予測される条例事項ではないかなと思います。

(山田委員)

端的に、法の範囲に絞ろうという方向にあるのか、今の条例を生かすという方向にあるのかということは、今この段階では話せない内容でしょうか。

(河上係長)

審議会の中で審議を重ねていく中で草案を作りたいと思っているところですので、事務局だけで判断するのはよろしくないのではと考えているところです。

(小林会長)

次回の審議会までに皆さんがそのあたりを含めて検討していただいて、それをこの場で披露していただき、それも十二分にくみ取っていただくということではよろしいのではないのでしょうか。

現行の条例が実質的に要配慮個人情報と定めていて、この規定部分は改正の対象になるのか、それとも残るのか、どうなのでしょう。

(河上係長)

木更津市の条例の中では、いわゆる差別のある情報については取得の制限をしていたのですが、今度法では、こういった制限はないです。資料に詳しく書いてはありますが、国としては、要配慮個人情報や他の個人情報も含めて、この制度に則って取得、管理をやっていくということで、木更津市がやっているように、審議会に諮問をしてというような形で制限を設けているということは、今度の法の中にはありません。

(小林会長)

ということは、そのような縛りをつけるべきではないというのが法の立場なのでしょうか。

(河上係長)

おっしゃる通りです。

条例の中では、この要配慮個人情報取得にあたって、何か制限をかけるということについては、かけないというのが国の見解です。

(小林会長)

かけないというか、かけるべきではない、ということでしょうか。

(河上係長)

そうです。

(小林会長)

そうならば、条例のその部分も改正すべきということですよ。そういう意味では、先ほどの手数料規定と同じく条例に規定しなければならない事項かと思います。

それでは次の項目にいきたいと思います。個人情報取扱事務届出に関する規定について、何か質問はございますか。

(渡邊委員)

資料の2に、個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務届出の比較というのがあります。個人情報ファイル簿に記載できる事項というのは、これに限定されているという趣旨なのでしょうか。それとも個人情報ファイル簿に、例えば、現在、個人情報取扱事務届出にあるような項目を加えることも可能となっているのでしょうか。

(河上係長)

今確認している限りでは、この個人情報ファイル簿に書き足すことができるかについては、そういう規定は見あたりません。確認が完全でないところもあるのですが、私が見た中では、このファイル簿の記録項目に確か備考と書かれている欄はあるのですけれども、そこをうまく使っていかどうかということまでは、把握していない状況です。もう一度調べてみます。

(小林会長)

確認ですが、個人情報ファイル簿を設置、運用しなければならないということが、これは法律で義務付けられているわけですよ。

現行の条例では実質的にこの個人情報ファイル簿と同じような手続きがあつて、それが実際運用されているというようなご説明でしたよね。本審議会も、それと深く関わっているわけですよ、個人情報取扱事務届出として。前回の審議会は書面でなされましたが、書面の中で、皆さんと事務局とのやりとりがまさに届出に関する手続きですよ。届出毎に扱う情報について細かく記載されている、これがまさに届出を集約しているところです。

今回の法で新たに設けなければならなくなった個人情報ファイル簿に届出を同化するという考え方もあるし、従来の届出を残すかという考え方もあるし、どちらにするかが我々に投げかけられているということですよ。

他に何かありますでしょうか。

(永野委員)

個人情報ファイル簿が設けられることによって、これまでの個人情報取扱事務届出の役割を補えるのでしょうか。私が心配しているのは、同じものを2つ持つことはあまりいいことではないと思うのですが、ただ届出の目的がファイル簿だけで補うことが可能なのかどうか、その辺どのように理解しているのか教えていただけますか。

(河上係長)

個人情報取扱事務届出の方がきめ細かくやっている部分がございますので、その部分については、この個人情報ファイル簿よりも秀でている部分になるのかなとは思いま

す。例えば委託をする業務なのかどうか、個人情報ファイル簿の方にはその記載がありませんので、委託するという事は、ある意味ではリスクが大きくなるという点でチェックをしてきた部分ではありますので、細かい点としては、ファイル簿よりも確かに届出の方が細かくやれている部分がございます。ただ重複している部分もあるというところが悩ましいところでして、一部分併存するにしても項目を再検討するなど、そういった形で、市民に対してどのような情報を集めているのか、どこから集めているのかというのを、説明が果たせるようなものにできればいいと思っております。

(小林会長)

届出を残しつつ、というのが一番望ましいように聞こえますが、そうすると事務方の事務負担が増えると考えられるので、そういったことを我々は考える必要があると思えます。

他に無ければ次にいきたいと思えます。

「4 個人情報ファイルの作成に当たり地方公共団体内部において事前通知を求める制度」について、何かご質問があればお願いします。

(委員一同)

質問等なし。

(小林会長)

特にないようですので、次にいきたく思います。

「5 木更津市情報公開条例の不開示情報との整合を図るための規定」について、私から質問があります。現行の木更津市情報公開条例と改正後の法が定める個人情報の不開示情報の整合性を図るとのことですが、この整合性を図るとは具体的に何を意味するのか教えてください。

(河上係長)

先ほど例を挙げさせていただいた、情報公開条例の方で開示請求があった場合、また個人情報で開示請求があった場合でも、我々公務員の名前については、両方とも開示しています。同じように、法人に関する情報についても、法人のいわゆるノウハウに当たる情報といったものについても、情報公開条例で不開示とするような場合も、個人情報保護条例でも同じように不開示としています。基本的には、同じ項目が不開示情報になっています。

(小林会長)

そうすると、現行の本市の個人情報保護条例と、そして現行の本市の情報公開条例のそれぞれの不開示事項は、すでに整合性が図られているわけですね。

しかし、今度の法改正に伴って、本市の個人情報保護条例における不開示情報に関して改正がなされる可能性があり、情報公開条例の不開示情報と齟齬が発生する可能性が出てくる、ということですね。

(河上係長)

そうです。

(小林会長)

そのずれというのを具体的に教えてください。

(河上係長)

ずれというところでいきますと、情報公開条例で同じ文書を請求した場合、今確認しているところでは、我々公務員の名前については情報公開条例では開示、ただ今度の法では、公務員の氏名については、それは個人情報と同じ扱いで不開示になります。ですが、情報公開条例では開示されてしまい、一方で個人情報保護法では不開示とされてしまう。ここがまさに整合性がとれていない部分です。

(小林会長)

現行の個人情報保護条例で開示請求した場合はどうなりますか。

(河上係長)

開示となります。

(小林会長)

それが変更される可能性があるということですね。それが我々の検討課題ということになるかと思えます。整合性とはそういう意味ですね。

いかがでしょうか。

(永野委員)

情報公開条例についても、改正される可能性は出てくるのでしょうか。

(河上係長)

情報公開条例は制度が違うのですが、情報公開条例を法に合わせるという可能性もあります。

(小林会長)

一方で、条例は現行のままという考え方も成り立ちますよね。

(河上係長)

おっしゃる通りです。

(小林会長)

2通りの道があるということですね。第3の道はないですか。

(河上係長)

情報公開条例に合わせるか、情報公開条例を変えるか、私はこの2つだと思っております。

(小林会長)

道は2つということ、委員の皆さんにはご検討くださいということですね。

他にこの点について何もなければ次にいきたいと思いますがいかがでしょうか。

(渡邊委員)

公務員の氏名は例示であるということでお話があって、不整合については資料2の方でご説明いただいていると思うのですが、見ても分かりづらいので、もう少し分かりやす

くしていただけるといいかなと思います。

(小林会長)

情報公開条例に関する知識があつてこの話を聞かないと、整合性という言葉の意味が浮かんでこないと思います。なので、質問等が今の時点ではないという方がいれば、例えば直に電話なりメールなりで、河上さんに質問することは可能ですか。

(河上係長)

はい。

(小林会長)

それでは、そのようお願いします。

次に「6 開示請求等の手続及び審査請求の手続の条例による追加」にいきたいと思えます。何かご質問があればお願いします。

(委員一同)

質問等なし。

(小林会長)

特に無いようですので、次の「7 任意代理人による請求に際し、必要に応じて本人に対して確認書を送付し、その返信をもって本人の意思を確認する手続きを定める規定」にいきたいと思えます。これについていかがでしょうか。

(清水委員)

任意代理人の範囲について、例えば弁護士などに限定することはありませんか。

(河上係長)

私が調べた中では見当たらないです。確かにこれまでは限定する自治体もあったと思えますが、今回の法の中では特にそういった制限を設けることを許容するというのは、見当たりませんでした。

ただ、国の方の解説で見えていきますと、本来は弁護士やそういった方々がこういう開示請求にどんどん入って行って、任意代理人として個人情報の開示や訂正、そういったことを通じて個人情報の保護を図ることを目的としているようです。

(清水委員)

例えばDVの対象となっていたり、といった場合も考えられると思えます。

(河上係長)

任意代理人ということになりますと範囲が広がってきます。その方が委任状や印鑑証明を持ってこられると思えますが、成り済ましではないかということを見極めていかなければなりません。それから、実際にこの方に開示していいかどうか、情報開示する情報の内容自体も吟味していく必要があるかと思えます。

(小野上委員)

仮に任意代理人を限定するという方向性ではないとした場合、任意代理人による請求として想定される通常の場合と、これに対して、成り済まし等という例示が出ていますが、

制度が悪用される場合として想定されている例というのを対峙させると、どういう場合が許容されるか、されないかが見えてくると思うのですが、現段階ではどういったことが両者においてあり得るのでしょうか。

(河上係長)

これまでは本人に開示するという事で個人情報を守ってきたところではあるのですが、実際の業務では、虐待関係や障害者関係、高齢者関係に係る重要な個人情報の開示を行っています。例えば障害年金を請求する根拠とするため、障害者手帳の情報などを開示請求するといったことがあります。そのような非常に重要な個人情報を市は保有していることからすると、任意代理人によっても請求が可能となることは、本当にしっかりと対応していかないと、開示した情報を取得されてしまう可能性もあります。

また、これまでは情報の開示を本人に限っていたため、本人にしか開示していませんでしたが、開示する情報について、任意代理人であろうが法定代理人であろうが、その方に渡してしまっている情報なのかということをよく吟味をしていくことが大切になってくると思っています。

(永野委員)

本人からの請求かどうかを確認する手続きについて、国では30日以内に開示となっているところ、現行条例では14日となっています。本人確認手続きを行うとなると、とても14日では開示できないということになると思うのですが、そのあたりがポイントになってきますよね。

(河上係長)

おっしゃる通りです。

(小林会長)

開示までの期間について、30日とする場合、市とすると請求内容をしっかり確認できることにはなりますが、請求者からすれば一刻も早く開示してほしいということで、両者水と油という関係になります。個人情報保護の立場としては、期間は短い方がいいということもありますので、このようなことを踏まえて委員の皆さんにはご検討いただければと思います。

他に何もなければ、最後の項目にいきたいと思います。

「8、審議会への諮問に関する規定」について、質問等ありましたらお願いします。

ここでいう審議会とは、もちろんこの審議会も含め、木更津市に設置されている審議会全般ということですか。

(清水委員)

国の考え方だと、合議制の機関であるということにウエイトがかかっている、審議会かどうかという名前に拘っているわけではないと思います。

(小林会長)

名称がどうかではなく、専門的知見を有する方々で、結論を出すことができる組織体と

いうことですね。

特に無ければ、一旦休憩とします。

(小林会長)

それでは議第の(2)「消防職員の職務上知る事のできた情報の漏えいについて」に進みます。事務局よりお願いします。

(河上係長)

資料はA4サイズ1枚の「消防職員の職務上知ることができた情報の漏えいについて」という報告書をご用意いただければと思います。

それでは、消防職員による職務上知ることができた情報の漏えいについて、消防本部より説明をいたします。

(藤原副署長)

消防署の藤原でございます。

こちらは消防総務課の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

まず、今回の事案についてご説明いたします。

概要としましては、消防職員が職務上、知り得た情報を家族に漏えいしたものでございます。事態を把握した経緯は、お手元の資料の1、今回の事象の概要に記載してございます。資料に基づきご説明いたします。資料の中段にあります情報漏えいに係る関係図をご参照ください。当該事案に出動した消防職員をA、業務の引継を受けた消防職員をBとしております。まず、2月4日、消防職員Aは、新型コロナウイルスに感染した傷病者を救急搬送しました。翌日、2月5日、消防職員Bは消防職員Aからの業務の引継の際、知り合いの傷病者情報を知りました。2月6日、消防職員Bが帰宅後、妻に当該情報を話した際に、別室にいた中学生の息子が情報を知りました。翌日2月7日、消防職員Bの息子が学校で同級生に傷病者の情報を話し、傷病者の兄が学校でその情報を知りました。2月8日、傷病者の母親から消防職員が情報漏えいさせたのではないかと問い合わせがあり、事実確認を行い、情報の漏えいが確認されました。以上が、実態把握の経緯となります。

続きまして、今回の消防の対応と再発防止について報告いたします。

まず、相手方への対応としては、2月10日に謝罪を行っております。消防本部の対応としましては、当該職員に対して、今後このようなことがないように厳しく指導しております。また、全職員に対し、厳正な服務規律の徹底について文書通達をしました。さらに、情報取扱に関する研修を実施し、再発防止に努めております。私からの説明は以上となります。

(小林会長)

何かご質問やご意見があればお願いします。

(山田委員)

経緯は、当該職員が自宅で妻に話したことが原因ですよね。そうであれば、これだけではなく他でも話していることが疑われると思うのですが、その点は確認したのですか。

(藤原副署長)

消防職員Bに確認いたしました。聞き取りを行った結果、漏らしてはいないということが確認されております。

(山田委員)

それは本人の話だけですよ。通常、このような形で話したのであれば、他でも話していることを疑われる方が普通なわけですよ。本人がこのように言っただけで、では他には話していないだろうというふうに納得するのですか。

(藤原副署長)

今回は、この消防職員Bは、相手が知人であったために、傷病者のことを心配して妻に話してしまったということで、普段こういう情報は話していないということでした。

(山田委員)

知人であったというのは、その搬送された人の関係者が消防職員Bと知り合いだったということですか。

(藤原副署長)

その通りでございます。

(山田委員)

ということは、今回の件は、特別な事情があり漏えいされたのであって、この消防職員Bは普段仕事場であったことをしゃべる人ではないと判断したということですか。

(藤原副署長)

はい、その通りでございます。

(小林会長)

家庭内で妻に話をしたところ、たまたま子どもの耳に入ったことが事の発端ということですね。

他に質問等ありましたらお願いします。

(清水委員)

もし、事の経緯が発言されたとおりだったとして、再発防止策としては違うのではないですか。

(藤原副署長)

再発防止といたしましては、まず、文書で職員の厳正な服務規律の徹底ということで通達をしております。

(清水委員)

いえ、特殊な事例という認識のようなので、一般的に、文書を出しても意味がないのではないのでしょうか。

(藤原副署長)

その後、地方公務員法第34条に規定されている秘密を守る義務や、秘密を漏らした職員に対する懲罰等について、研修を行いました。

(清水委員)

大変失礼な言い方ですが、一般的に起こりうる話をしていないのですか。他にも類似の例がある、もしくは類似の例が考えられるから全体的に研修をしたのではないですか。

(藤原副署長)

消防本部としては、この他に情報が漏れいしたということは把握しておりません。これだけだと思っております。

(清水委員)

他に類例もない、そういう可能性もないというのであれば、全職員に研修しても意味がないのではないかと。

(藤原副署長)

ただ、こういうことが起きましたので、改めて、一人一人に自覚を持ってもらうために研修を実施いたしました。

(清水委員)

再発防止策とは違うということですね。

(山田委員)

この事案が起こる前の研修、こういうことをしてはいけないということを担保するようなこととしては、どのようなことを行っていたのですか。

(藤原副署長)

この事案が起こる前は、特別なことはしておりません。

(山田委員)

職務上知ったことは漏れいしてはいけないということは決まっているわけですよね。それは消防職員になるときに研修を受けたことで十分であるという考えだったということですか。

(藤原副署長)

おっしゃる通り、結果的に十分ではなかったと思っております。

(山田委員)

この事案が起こる前は十分だと思っていたから何もしなかったと。今回こういうことが起こり、特殊な事例ではあるけれども、一般的に起こるかもしれないから文書を出すといったことをしたのだという経過になりますか。

(小林会長)

一般性ということ言えば、我々の生活の中でも起こりうるなということで、その意味では一般性、普遍性があるようには思います。そのため、そういったことをおもんばかってこういう措置を取ったということですね。

(藤原副署長)

はい。

(小林会長)

分かりました。

この事案については、このように審議会の様子が公開されているわけですが、例えば市のホームページなどで今回の事案についてアナウンスしているのでしょうか。

(藤原副署長)

アナウンスはしておりません。

(小林会長)

そうすると、この事案が外部に公開されたのはこれが初めてということですね。

(藤原副署長)

はい。

(小林会長)

今後、これを機に、例えばもっと公開範囲を広げることは考えていますか。

(藤原副署長)

特別、公開範囲を広げることは考えておりません。

(小林会長)

他になれば、この議題はこれで終了とします。

(藤原副署長)

ありがとうございました。

(小林会長)

それでは最後の議題3にいきたいと思います。

(梅田主任主事)

それでは私から、令和3年度の情報公開制度の施行状況、個人情報保護制度の運用状況及び会議公開制度の運用状況につきまして報告させていただきます。

それでは、配布させていただいた資料の中で、まず情報公開制度の施行状況と書かれているものをご覧ください。令和2年度は、16人の方から30件の請求がございました。内容としては例年通り金入設計書の請求が多く、同じ方が何件か金入設計書を請求しているため、人数に対し請求件数が多くなっております。これらについていくつか紹介いたします。通し番号6番について、意見照会を行っておりまして、対象文書中に法人に不利益を与える情報であるかどうか判断が難しい部分があり、開示の判断を行うにあたり、事業者に意見を照会したものでございます。1度目の意見照会では意見が具体的ではなく、判断が困難であったため、より具体的な意見を聞くために再度意見照会を行っております。通し番号18番について、不開示決定を行っております。市道に接続する工事の手続きに関する書類にあたりますが、決裁などの事務処理手続きが終了していない書類であり、申請に対して補正を求めるか申請を承認するかなど今後の手続きについて市の内部で協議

中であり、外部に公開することになると市の意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがありましたので不開示となりました。決定の際に、請求人には、協議修了の際に開示できる旨伝えております。そのほか、実施機関別の内訳、決定状況は資料のとおりとなります。

続きまして、個人情報保護制度の運用状況をご覧ください。こちらは、20 人の方から 22 件の請求がございました。通し番号 8 番、9 番の補正については、死者に関する情報を死者の息子が請求したものになります。本来であれば本人の情報を開示するための制度ですので、家族であっても開示はできませんが、死者に関する情報のうち、例えば相続人が相続財産に関する情報を請求するときなど、死者の個人情報であると同時に請求者自身の個人情報と考えられるものに対しては、本人の情報として開示対象となります。今回の場合については、請求者が遺産分割申立事件の係争中であり、争点となる部分が死者の認知能力の部分でありましたので、死者の情報が請求者の財産に関わる情報であるため、請求者の個人情報として開示対象になります。ただ、係争中であることや受取人であることを証明する書類の提出がありませんでしたので、補正で求めたものになります。通し番号 16 番については、代理人からの請求でしたが、代理人であることを確認できる書類がなく、代理人に確認したところ、本人が寝たきりで会話もできないため委任状の提出ができないとのことでしたので、請求者が開示請求することができる者であることを確認できないとして拒否をしたものになります。そのほか実施機関別の内訳、決定状況は資料のとおりとなります。

最後に、会議公開制度の運用状況でございます。令和 3 年度は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第 6 条の規定に基づき、事前に 203 件の会議の開催の公表を実施いたしました。うち 5 件は新型コロナウイルス感染症の関係で中止となっております。そのほか実施機関別の内訳、決定状況は資料のとおりとなります。また、会議の傍聴人の人数は 7 名となっております。

以上でございます。

(小林会長)

何かご質問やご意見等がありましたらお願いします。

(山田委員)

個人情報保護の拒否事例の 16 番について、代理権が証明できないということでしたが、代理で来た人は本人とはどういう関係にある人だったのですか。

(梅田主任主事)

家族の方だったと思います。法定代理人でもありません。

(河上係長)

代理人からも聴取しましたが、今お話した以上の情報が得られませんでした。最終的に委任状もいただけなかったので、拒否という対応を取りました。

(梅田主任主事)

身体障害者手帳の申請をするときに、診断書を付けて申請をするのですが、費用を支払えば医師に出してもらってもできるため、そちらを利用すると話してはありました。

(山田委員)

近しい人からの申請であれば、杓子定規に断るのは可哀そうかと感じたのですが、色々考えたうえで無理だと判断したということと、代替手段があるということで拒否したと理解しました。

(小林会長)

他に何かあればお願いします。

(委員一同)

質問等なし。

(小林会長)

それでは、今日の3つの議題の中で、全体を通してご質問やご意見等ありましたらお願いします。

(山田委員)

個人情報保護法施行条例について、次回審議会までに考えてくるのですよね。まだ資料全体に目を通していないということもありますが、視点がぼやけていてどう判断してよいか分からないというのが実感です。

(小林会長)

そう考えている方もいるかと思います。そういった方々に対して、例えばメールや電話などで対応したりといったことを事務局の方でお願いできればと思います。

次回審議会は来月になります。来月の審議会においては市長から諮問がなされ、それに対する答申をさらにその次の審議会にて我々が行うということによろしいですか。

(河上係長)

はい。

(小林会長)

これだけの条例改正は久しぶりですが、前回の時には、審議会の委員の中から専門的な知識を有する方を中心にして5人ほど選んで小委員会を設け、その中で検討していただき、答申にいたったという経緯があります。今回は、小委員会方式は取らないで最初から最後まで全員で行うということですので、よろしく願いいたします。

以上を持ちまして、令和4年度第1回木更津市情報公開総合推進審議회를終了といたします。長時間にわたり、お疲れ様でございました。

上記会議録を証するため下記署名する。

令和4年9月20日

木更津市情報公開総合推進審議会会長 小林 伸一